

令和元年8月21日(水)
令和元年度大阪府障がい児等療育支援事業療育研修(交流)会

教育[支援学校]からの発信

大阪府立寝屋川支援学校 地域・校内支援部
支援教育コーディネーター



大阪府立寝屋川支援学校の概要



- ・大阪府北東部に位置。寝屋川公園に隣接し、自然に囲まれた立地。
- ・知的障がい
- ・通学区域
小学部：寝屋川市・大東市・四條畷市
中学部：寝屋川市
高等部：寝屋川市・門真市
- ・在籍数 計：362名
(令和元年8月1日現在)



学校経営計画



学校協議会



学校教育自己診断



ボランティア募集



APPLE

お知らせ

11月3日(木・祝) 第8回 寝屋川公園フェスティバルに中学部のガーデニンググループが出演します。13:00~15:00の時間で、生徒によるクリスマスローズの実生苗のプレゼントや花苗の販売等を行います。

UCDAフォント

みんなの文字

を使用しています。



新着・更新履歴

2016/10/21

校長室だより No.14 (教職員向け) をアップしました。

2016/10/14

ほけんだより (10月号) をアップしました。

2016/10/11

校長室だより No.13 (教職員向け) をアップしました。

2016/09/27

校長室だより No.8 (保護者向け) をアップしました。

1. 支援学校の話

支援学校(特別支援学校)の種類

視覚障害者に対する教育を行う特別支援学校

聴覚障害者に対する教育を行う特別支援学校

知的障害者に対する教育を行う特別支援学校

肢体不自由者に対する教育を行う特別支援学校

身体虚弱者を含む病弱者に対する教育を行う特別支援学校

支援学校の歴史

戦前

1878年 京都盲啞院設立＝日本で最初の盲・聾教育機関

明治期の障がい児教育は、基本的に少数の篤志家の努力によって運営。

1923年 盲学校及び聾学校令。全国に盲・聾学校の設置を義務化

1941年 国民学校令施行。身体虚弱児、知的障害児の学級・学校の編成。

戦後

1947年 教育基本法・学校教育法の公布。

就学の義務化。盲学校・聾学校・養護学校の制度創設。

1979年 養護学校の義務化。

前年に就学猶予、就学免除が原則として廃止されたことにより、重度・重複の障害者も養護学校に入学できるようになる。

2006年 学校教育法の一部改正。

2007年より正式に特別支援教育の実施。

⇒特別支援教育への転換

2016年 「障害者差別解消(禁止)法」の施行

⇒合理的配慮及び
基礎的環境整備の提言

2. 特別支援教育の話

理念

「特別支援教育」とは、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

小・中学校において、通常の学級に在籍するLD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒に対する指導及び支援が喫緊の課題をなっており、「特別支援教育」においては、特殊教育の対象となっている幼児児童生徒に加え、これらの児童生徒に対しても適切な指導及び必要な支援を行うものである。

2. 特別支援教育の話

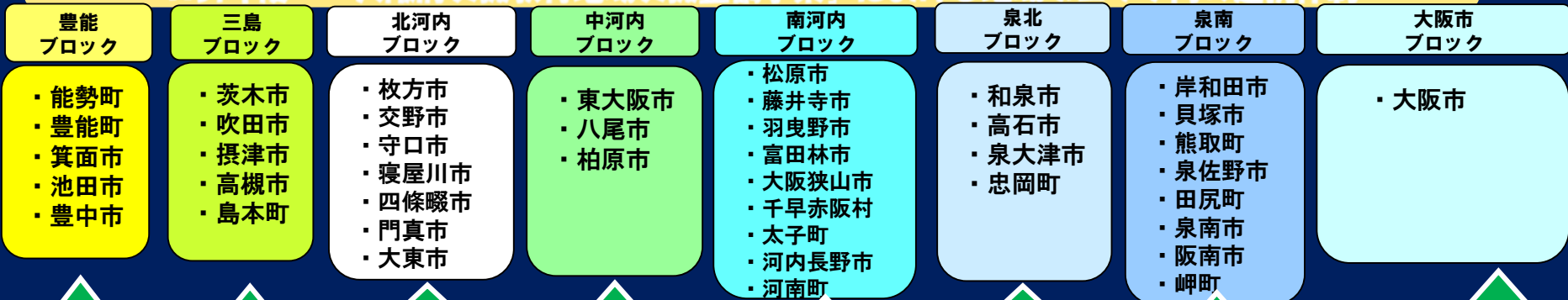
学校体制の整備

- 校内委員会の設置
- 特別支援教育コーディネーターの指名
- 教員の専門性の向上
- 実態把握
- 個別の教育支援計画※
- 個別の指導計画 ※

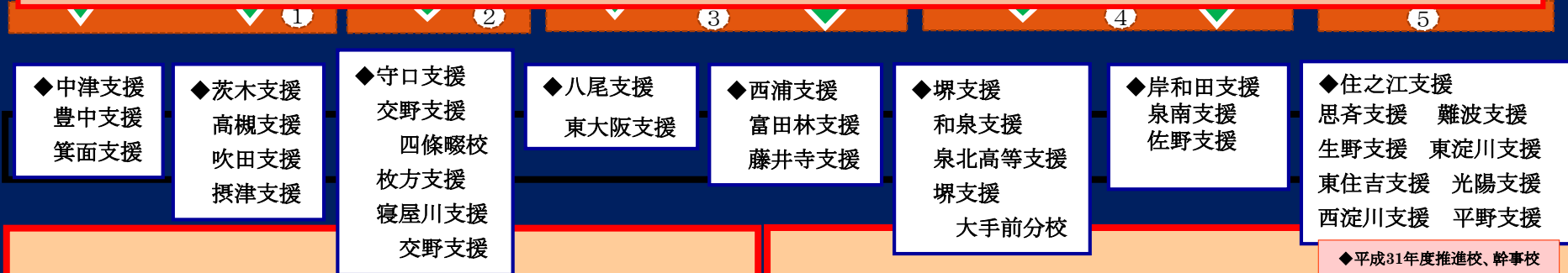


センター的機能

H31年度 「大阪府支援教育地域支援整備事業」における地域ブロック内の連携体制



各ブロック単位での連携とリーディングスタッフの訪問相談の実施



◆平成31年度推進校、幹事校

職業学科高等支援グループ

○数字は、オブザーバー 参加する地域

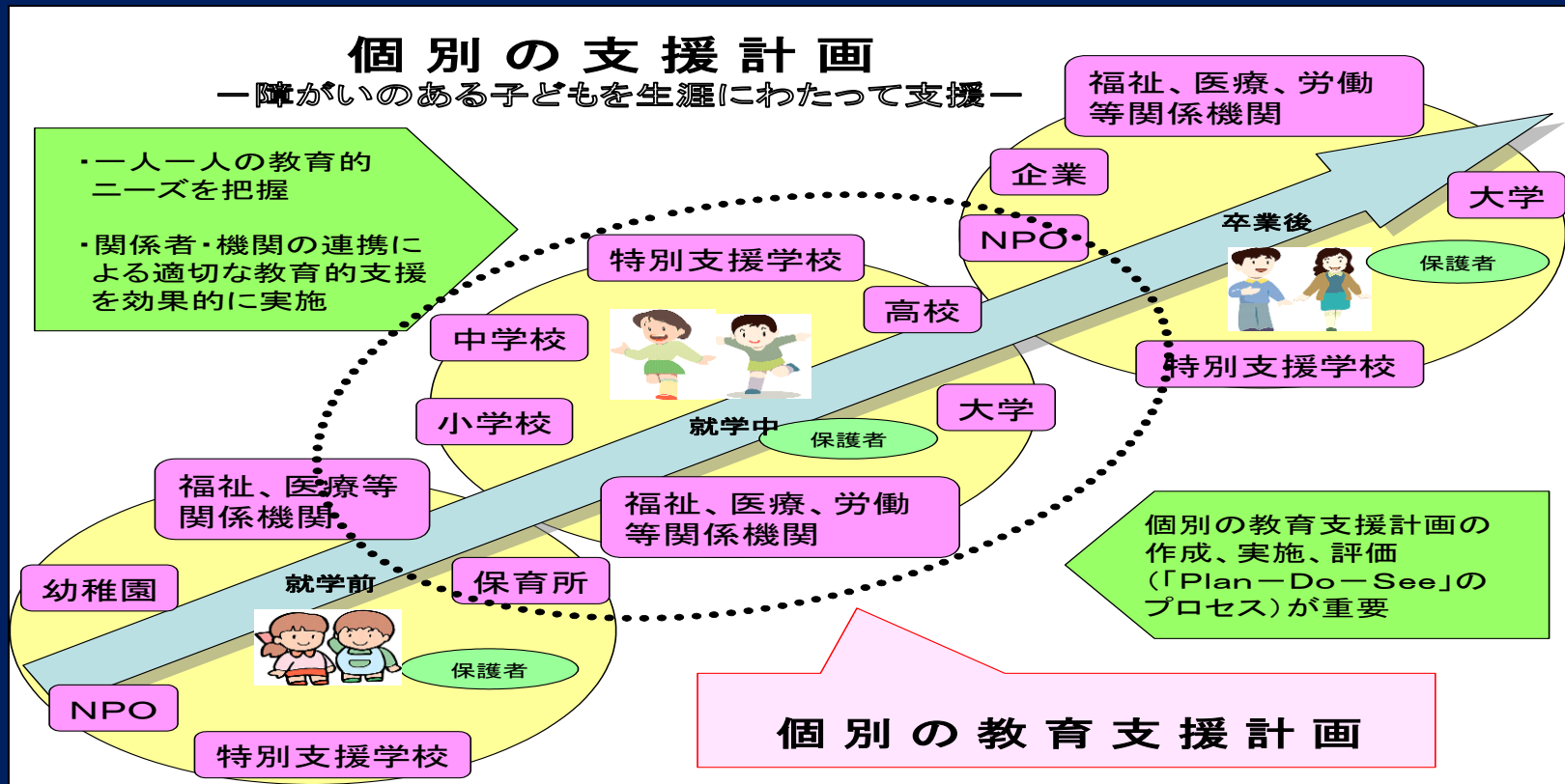
- ◆たまがわ高等支援 ③
- すながわ高等支援 ④
- なにわ高等支援 ⑤

- とりかい高等支援 ①
- むらの高等支援 ②

広域支援グループ

- | | | |
|-------------|---------|--------|
| 大阪南視覚支援 | 大阪北視覚支援 | 生野聴覚支援 |
| ◆だいせん聴覚高等支援 | 堺聴覚支援 | 中央聴覚支援 |
| 光陽支援 | 刀根山支援 | 羽曳野支援 |

3 個別の教育支援計画



出典 独立行政法人国立特殊教育総合研究所

『「個別の教育支援計画」の策定に関する実際的研究』17頁(平成18年)

課題と思われること

①作成について

「支援計画」に記載される内容は、スモールステップで前進できるもので、簡潔に具体的に記すことが望まれる。作成だけに留まらないことが大事。

②保護者の情報提供の負担

就学前の支援手帳から始まり、保護者は行く先々で同様の聞き取りと記載を求められる。

⇒学校では、入学時や進級時に利用。
家庭支援が必要な場合のケース会議にも利用こともある。



期待される連携

地域活動

労働・就労

医療

まずは心
身を安定さ
せましょう



NPO



教育

福祉

親の会

学校がしっ
かりと支え
るから安心
して

こんな福祉
サービスがあ
るよ



4. 教員の仕事と学校組織

教員の仕事

- ①教科指導
- ②児童生徒指導
- ③学校運営に関わる仕事
- ④その他



教科指導・生徒指導で大事にしていること

○その日の体調や気分などを事前に把握すること。

→体調がすぐれないときには、無理をさせない。悪化や、予期できないことに繋がる。

○主体的に取り組めるような言葉かけや提示をする。

→本人の特性等を把握する。課題は、簡単すぎても、難しすぎてもダメ。

→活動に選択肢を入れ、**子どもに選ばせること。**

→出来たことについては大袈裟ぐらいに褒める。出来なかったとしても、やろうとしたことを評価する。

○望ましくない行動をとった時には、短的に×を伝え、正しい行動を示す。

○チームで取り組む。事前の活動内容や事後の様子を共有する。

子どもにかけてあげたいことば

助かったよ！

ありがとう！



嬉しいよ！

ご苦労様！

5. 最後に…

学校が放課後等デイサービスに期待すること

○過去は学校⇔家庭の両輪

今は学校⇔家庭⇔放課後等デイサービスの三輪

○地域に密着しているデイサービスだからこそ、できる活動がある。

○保護者との繋がり

放課後等デイサービスが学校に期待すること

○

○



北河内支援学校相談サポートセンター

電話:072-824-1734(センター直通)

FAX:072-824-3709(学校共通)

MAIL: :ksc@neyagawa-y.osaka-c.ed.jp